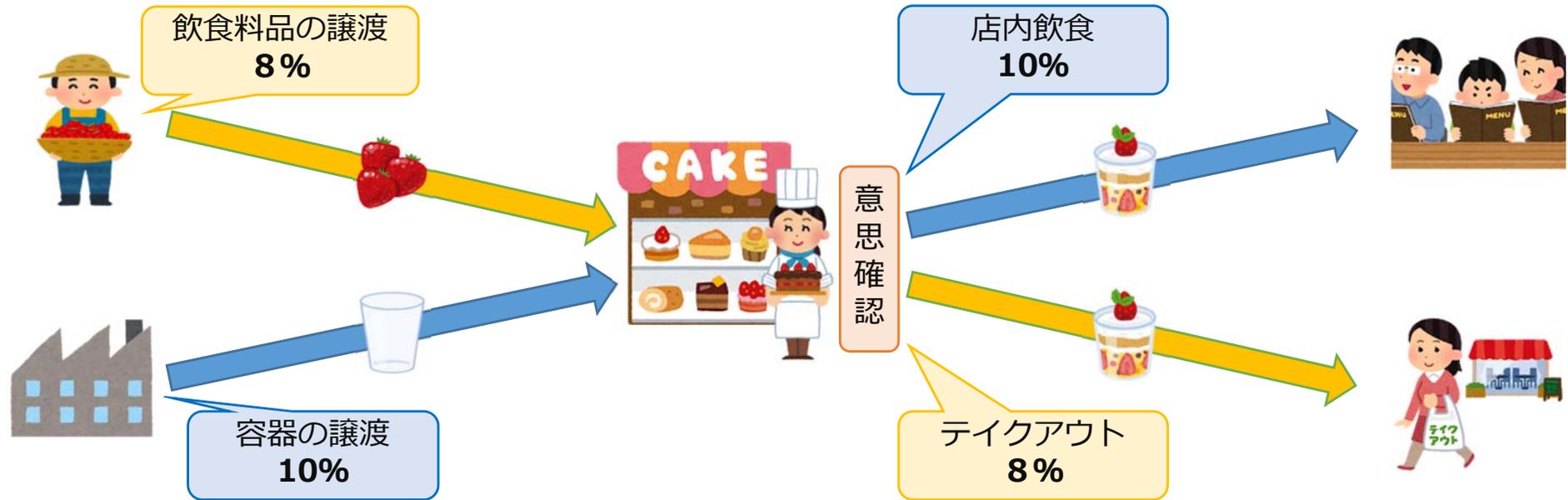


適用税率の判定



- 適用税率は、「売り手」が「販売時点」で判定する（「買い手」の用途は関係ない）
→ 店内飲食とテイクアウト両方行うのであれば、販売時に「意思確認」などで判断
- 消費税は「取引課税」なので「売上げ」と「仕入れ」は別の取引と考える
→ 仕入れは標準税率（10%）で売上げは軽減税率（8%）ということも、その逆もありうる
- 消費税の税額計算： $\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納税額}$
→ 売上げ・仕入れにおける税率の差は、申告を通じて精算される（仕入税額の方が大きければ還付）